

平成 2 5 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第1日）

12月10日（火曜日）午前10時00分 開 会
午前11時13分 散 会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第229号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第230号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第231号 赤平市債権管理条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第232号 赤平市水道条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第233号 赤平市下水道条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第234号 赤平市行政財産使用料条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第235号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）

条例等の一部改正について

- 日程第 8 議案第232号 赤平市水道条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第233号 赤平市下水道条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第234号 赤平市行政財産使用料条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第235号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）

○出席議員 9名

- 1番 向井義擴君
- 2番 太田常美君
- 3番 植村真美君
- 4番 竹村恵一君
- 5番 若山武信君
- 6番 五十嵐美知君
- 7番 菊島好孝君
- 8番 北市勲君
- 9番 獅畑輝明君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第229号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第230号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第231号 赤平市債権管理

○欠席議員 0名

○欠 員 1名
10番

○説 明 員

- 市 長 高尾弘明君
- 教育委員会委員長 山田和裕君
- 監 査 委 員 小椋克己君

選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君
副市長	浅水忠男君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	下村信磁君
市民生活課長	片山敬康君
社会福祉課長	永川郁郎君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	伊藤嘉悦君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	保田隆二君
消防長	浅井毅彦君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君
教育委員会 教育長	多田豊君
” 学校教育 課長	相原弘幸君
” 社会教育 課長	吉村春義君
監査事務局長	大橋一君
選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
農業委員会 事務局長	菊島美時君
○本会議事務従事者	
議会事務局長	栗山滋之君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 会)

○議長（若山武信君） これより、平成25年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番向井議員、4番竹村議員を指名いたします。

○議長（若山武信君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から13日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの4日間と決定いたしました。

○議長（若山武信君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は12件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成25年第3回定例会以降平成25年12月9日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（若山武信君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。10月8日に平成25年秋季北海道市長会定期総会が富良野市で開催され、国が参加したTPP交渉について地域経済、とりわけ農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全、自給率の向上など本道農業、農村の振興に支障が生じぬよう万全な対応を行うよう求める決議のほか、地方分権改革の推進について分権型社会の実現に向け一層の権限移譲や義務づけ、枠づけのさらなる見直しを図ること、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針については地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること、地方税財源の充実確保といたしまして、地方交付税の歳出特別枠や別枠加算の縮減は行わないこと、自動車関係税軽減等は地方が減収となる財源は国の配分比率の見直し等を含め確実に確保すること、また償却資産に対する固定資産税は現行制度を堅持することなどのほか、春季に引き続き社会保障の最前線を担う地方の意見を反映させ、充実強化を行うことやTPP並びに地方行財政、社会保障制度改革、エネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択され、11月14日に国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ったところであります。

次に、過疎地域の振興に関する中央要請について申し上げます。10月30日に全国過疎地域自立促進連盟北海道支部において、自民党過疎対策特別委員会で過疎対策事業の拡充が検討されているため、平成25年度過疎対策事業債の総額確保、平成26年度過疎対策事業債の総額確保及び対象事業の拡大、そして過疎集落等自立再生対策事業の充実強化などに関する要請を行ってきたところであります。

次に、平成25年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日、文化の日にご来賓多数のご出席を賜り、交流センターみらいを会場とし、挙行いたしました。功績表彰には2氏1団体、善行表彰には1団体、榮譽を讃えてに1団体、さらに勤続表彰につきましては30年を最高といたしまして9名の方々にそれぞれ市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところでございます。表彰を受けられた方々は、これまで市勢の振興と発展のためそれぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところでありますが、今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げる次第であります。

次に、秋季住民懇談会の開催について申し上げます。本年度の秋の住民懇談会につきましては、10月16日から30日にかけて市内14会場で実施いたしました。冒頭ごみ処理手数料及び分別方法の変更についてご説明させていただき、その後平成26年度予算にかかわる町内要望や第5次赤平市総合計画後期実施計画に向けた要望など市民の皆様が日ごろ感じている市政やまちづくりに対するご意見等をお聞かせいただいたところであります。特に全般を通してごみの不法投棄や減量化の問題を初めごみ処理に関する多くのご意見等をいただき、今後の環境行政に反映していく所存であります。また、懇談会の内容につきましては全職員に周知しており、今後新年度予算編成作業等も含め検討を進めてまいります。

なお、今回は春の懇談会を若干下回る116名の参加者となりまして、今後は少しでも多くの市民の皆様に参加していただけるよう努めてまいります。

次に、赤平市カントリーサインの変更について申し上げます。カントリーサインは、平成5年度に国道を通過する全市町村を対象に整備が進められ、現在では市町村のシンボル看板として定着しております。当市の現在のカントリーサインは、国道、道道を含め市内7カ所に設置され、バラと虹がモチーフのデザインとなっておりますが、年数の経過とともに現状におけるまちのイメージと異なることから、

改めて赤平の象徴と言えるサインに変更する作業を進めてまいりました。8月に市内の小学4年生から中学3年生までを対象に赤平のイメージを募集し、その結果をもとに赤平出身で道展においても入賞されております勝見渥氏に4パターン描いていただき、それをもとに住民投票をして決定をしたところであります。決定されたデザインについては、赤平市を象徴する日本一のズリ山階段、基幹産業であった石炭産業と赤平市の歴史のシンボル立坑、市民が集う交流センターみらい、そして市の中心部を流れる空知川が一つになり、赤平市の新たなカントリーサインとなりました。今後は、この新しいカントリーサインが赤平市民または赤平市にお越しになられる方、通過される皆さんに親しまれ、認知されまようPRをしてまいりたいと考えております。

次に、市内施設見学会について申し上げます。市民の皆様にも物づくりのまち赤平として優秀な技術を持つ企業への理解を深めるため、11月14日に施設見学会を開催し、8名の市民の方にご参加をいただきました。本年度は、キノコ菌の培養栽培を行い、サプリメントとして販売を行っている株式会社日本レイシ、住宅用木材加工を行っている株式会社ニッショウ共和工場2社の見学、説明を受け、それぞれ技術力の高さを実感し、まちを再認識する貴重な機会となったところであります。

次に、第4回赤平産業フェスティバルについて申し上げます。赤平市の産業の振興を図るため、農業、商業、工業の3者が連携をし、主体となって地元の商品や生産品、製造品、地場産品と物づくりのまち赤平を広く市民の皆様や近隣の方々にPRし、直接販売することにより地元名産品となる農産品、加工品の発掘、生産の向上や流通ルートの拡大を図ることを目的に、市内企業等の製品を一堂に集めるイベントとして第4回赤平産業フェスティバルを10月12日に赤平駅前広場並びに交流センターみらいにおいて開催いたしました。「e～ものいっぱい」のテーマのもと、餅まき、御飯の食べ比べ、きたくりんのPR米の配布、地域用水パネル展、昔ながらのも

みすり、脱穀体験などのほかに市内企業の若手従業員で構成されている人財育成事業のメンバーによる企業PRを含めたクイズやゲーム大会などを実施、多くの子供たちに参加していただきました。さらに、食のイベントとしてe-Donぶりコンテストを実施いたしました。家庭でもつくれて、誰でもが楽しめるオリジナルの食を目指して丼のレシピを募集しましたところ、13件の応募があり、予備審査を通過した5作品を当日販売し、投票によりグランプリ作品を決定いたしました。グランプリ作品と準グランプリ作品につきましては、市内の飲食店において期間限定で販売をいたしましたところ、大変好評を得たところでございます。本年の産業フェスティバルは、おかげさまで4,000人の来場者があり、開催に当たりご尽力いただいた関係諸団体、協賛、ご協力くださいました企業、団体に加え、応援してくださった市民の皆様にも深く感謝申し上げます。今後は、さらに市民の皆様にも喜んでいただけるよう、また赤平の米や農産物、物づくり製品、地場産品を広くPRし、赤平の魅力を発信できるイベントを目指してまいります。

次に、平成25年度東京赤平会総会について申し上げます。主に首都圏在住の赤平出身者並びに赤平にゆかりのある方々で組織しております東京赤平会の平成25年度の総会及び交流会が10月16日、東京都内において開催され、61名の方々が参加されました。総会では、板山会長から東京赤平会の出席者も固定化しており、出席者をふやすためにも新たな会員のご紹介をお願いし、東京赤平会の発展と活性化につなげたいこと、また抽せん会に商品をご提供いただいた地元企業に対しまして感謝の意を申し述べられておりました。私からは、会員の皆様から寄せられておりますふるさと納税のお礼に加え、人口減少により3小学校が統合されることなど赤平市の近況をご報告し、人口は少なくなってもふるさと赤平はしっかりと頑張っていくこととお話しさせていただきました。総会終了後には交流会が行われ、昔話に花を咲かせておりました。特に市内企業からの多大な

ご協力を得て行った抽せん会は、会員皆様に大変ご好評をいただきました。今回は、赤平産米のきたくりんを配布し、同時に抽せん会でご協力いただいた企業や地元産品のPR活動も行ってきたところでもあります。

次に、第46回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月23日、交流センターみらいにおいて誰もが安心して健康に暮らせる福祉社会づくりを目指して、福祉関係者や町内会など市民約100名の方が参加し、福祉大会を開催いたしました。初めに、福祉関係に貢献した方15人に市長感謝状、続いて社会福祉協議会長から表彰状と感謝状を贈呈いたしました。引き続き旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科教授、林芳治氏より「安心・安全をめざした地域の支えあいと絆づくりについて」と題したご講演をいただき、大会を終了いたしました。

次に、第46回赤平市金婚式について申し上げます。10月24日、交流センターみらいにおいて市及び社会福祉協議会の共催により第46回金婚式を開催いたしました。結婚50年、人生の起伏をご夫婦で乗り越えられ、円満な家庭生活を営み、社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして長年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしまして、該当者28組のうち当日は13組のご夫妻にご出席をいただき、金婚の章を贈呈したところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり、秋の全国交通安全運動が展開され、市民の皆様のご協力をいただきながら、早朝の街頭指導には延べ1,149名のご参加をいただき、交通安全運動を展開したところであります。運動初日の9月21日より9月30日まで、赤歌警察署と赤平市交通安全推進協議会の主催で各交通安全関係団体の協力のもと、交通事故死ゼロを目指し、園児、児童を対象にした交通安全ポスター展を交流センターみらいにおいて開催、また9月30日には交通安全ポスター展表彰式を開催し、多くの市民に対し交通安全の高揚に努めたところであります。

また、9月19日には国道38号赤平バイパスに交通安全の啓発や走行速度抑制を目的にした交通安全啓発用大型看板を赤平市交通安全推進協議会が主体となり、市内交通安全関係団体の協賛により設置をしたところであり、赤平市においては、交通事故死ゼロ2,000日を目標に運動を展開し、昨年と比べ交通事故件数も減少傾向で推移しているところでありましたが、残念ながら12月2日に本町において道路横断中の高齢者が犠牲となる死亡交通事故が発生し、交通事故死ゼロ465日で記録が途絶えました。これから本格的な冬を迎え、降雪等により路面状態が著しく変化し、スリップ等に起因する冬型事故の発生が懸念されることから、交通安全関係団体と連携を図りながら、新たな犠牲者を出さないためにも市民の皆様とともに交通事故の防止を、また飲酒の機会もふえることから、飲酒運転の撲滅に向け交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、滝川地区広域消防事務組合への加入について申し上げます。滝川地区広域消防事務組合に加入する消防広域化につきましては、9月に開催されました第3回定例会においてご審議いただき、9月20日付で可決いただいたところであり、滝川地区広域消防事務組合を構成する滝川市、新十津川町及び雨竜町並びに当市と同じく平成26年4月1日から加入する芦別市においても議決されたところであり、これによりまして10月10日に3市2町の首長による新滝川地区広域消防事務組合消防広域化協定調印式を行ったところであり、また、滝川地区広域消防事務組合規約の変更については、北海道知事に申請していただきましたところ、10月25日付で許可されたところであり、

次に、秋の火災予防運動について申し上げます。市民の火災予防思想の高揚を図ることにより、火災の発生を防止し、焼死事故や財産の損失を防ぐことを目的に、10月15日から31日までの17日間にわたり全道一斉に秋の火災予防運動が展開され、消防本部

におきましても火災予防思想の普及啓発を図るため、防火旗、防火看板、防火ポスター等を掲示するとともに、少年消防クラブ員により防火広報及び児童による火災予防習字展などに取り組んだところで、また、消防団におきましては、運動初日に出動式を行い、無火災に向けて士気の高揚を図ったところであり、さらに、高齢者を中心とした家庭からの火災を防ぐため、女性消防団員による防火査察を行うとともに、各分団においては各地域ごとに火災に即応した実践的な放水訓練を実施するなど、運動期間中延べ210名の関係者の参加をいただき、地域の安心、安全の確保に努めたところであり、今後におきましても市民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動につきまして市民各位のご理解をいただくとともに、消防力の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向け積極的に取り組んでまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたしません。

初めに、学校教育について申し上げます。赤平市小中学校適正配置計画により、来年度統合する茂尻小学校、住友赤平小学校、平岸小学校3校の合同閉校式が11月16日、赤平市総合体育館で挙行されました。閉校式には、空知教育局長を初め関係各位、3校の児童や地域の方々およそ300名のご出席をいただき、国歌斉唱に始まり、ご来賓各位のご挨拶、各校児童によるお別れの言葉と続き、校歌斉唱を経て3校それぞれに校旗を校長と児童代表から市に返納され、最後に市長による閉校宣言で厳粛のうちに終了いたしました。その後住友赤平小学校と平岸小学校では、協賛会による惜別の会が催されたところで

す。また、現在この統合に向けて引き続き準備を進めておりますが、12月4日には3校で2度目の児童交流会が行われました。今回は、各学年に分かれ、実際に授業を行う形式で実施されました。学年ごとに3校の児童が合同で授業を受けるなど、来年度の統合に向けた準備が順調に進められております。

次に、教育課程にのっとった国歌、君が代についてであります。市内5校の小学校では、3月の卒業式とそれに続く入学式を見据え、音楽科の授業において11月中に最初の指導が行われたところです。今後は、3学期においても国歌の授業を実施し、適正な歌唱の定着に努めてまいります。

次に、小学校の学芸会、学習発表会についてであります。市内5つの小学校で10月6日、13日、19日、20日と相次いで行われました。例年同様朝早くから入場を待つ保護者家族が会場入り口に並ぶという関心の高さですが、どの小学校でも児童たちの練習を重ねた成果がうかがえる立派な発表であったことは言うまでもありません。特にことしは、今年度で閉校する小学校で行われた上級生による演劇発表では、感激と胸詰まる思いを覚えたところです。また同時に、子供たちが感じたであろうみんなでつくり上げた成功体験や感動体験を学級や学校全体の仲間づくりや思いやる気持ちに生かし、今後の人生に向かってしっかりと踏み越えていってほしいものなどの思いを強くいたしました。関連して、11月17日には赤平幼稚園の発表会がありましたが、園児一人一人に両親、祖父母など大勢の家族が訪れ、愛情あふれる視線を送り、終始和やかな発表会でありました。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。前定例会でも本調査結果が文科省より送付を受け、その分析による改善計画である本市の学力向上プランを策定したことはご報告したところですが、調査結果として本市は北海道の結果と同様余り芳しいものではなく、課題もありましたが、生活習慣、学習習慣では全国、全道を上回る好ましい傾向を示しているところもあり、大変心強く思いました。その分析により、本市の目標としては無回答率の改善、

基礎、基本問題の正答率の改善とともに、望ましい生活習慣と学習習慣の定着を図ることを主眼に、平均正答率の向上に努めることといたしました。今般11月5日に道教委から道内の管内別の成績が公表されましたが、本市としては既に策定している今年度の本市の学力向上プランに沿ってさらに推進されることとなります。赤平市学力向上プランは、点数を追い求めるものではなく、本市の学力状況について学校関係者に調査結果をしっかりと受けとめてもらい、学習指導の改善に資することを第一義とした計画でありますので、現在この学力向上プランを基本に学校ごとの状況に合わせて改善プランを作成し、各校において具体的取り組みを進めているところであります。

次に、市民総合文化祭であります。文化協会加盟の各種の文化団体とともに市内の小中学校も参加をして、交流センターみらいを会場に10月26日から27日の2日間にわたって開催されました。展示部門では、全小中学校の作品が展示されたほか、芸能部門については赤平中学校の吹奏楽部と赤平中央中学校合唱部の発表がありました。

次に、学校給食センター関係ですが、市内で米の減農薬栽培に取り組んでいる生産者組織であるベストライス赤平様から本市に対して新品種きたくりんの新米1トンの寄贈がありました。給食センターにも賜りましたので、11月の給食だよりにおいて使用する日をお知らせし、子供たちに赤平の安全、安心な米飯を食べてもらいました。また、JAたきかわ女性部赤平支部様からも赤平産のみその寄贈がありましたので、お米同様給食だよりでお知らせの上、大切に使用させていただいたところです。

次に、社会教育関係について申し上げます。10月26日に赤平市PTA連合会研究大会が開催され、スーパー栄養士として有名な元置戸町学校給食センター管理栄養士の講演を聞くなどし、今年度の研究大会が行われました。また、赤平市内の子供たちが一堂に集い毎年開催しております第27回あかびら子どもまつりが11月9日、総合体育館で行われました。

今年度も赤い羽根共同募金の協賛事業として開催され、子供300名、大人100名が参加し、工夫を凝らした遊びの場であるなかよし共和国に大人も子供も一緒に、終日楽しい歓声が響いておりました。

次に、平成25年度赤平市文化功労賞及び文化奨励賞の授賞式について申し上げます。11月3日、文化の日に多くのご来賓のご出席をいただき、交流センターみらいで挙行いたしました。本年度の受賞者はお二人で、これまでの文化の振興と発展のため多大な貢献があったとし、赤平市文化功労賞、赤平市文化奨励賞をそれぞれに授与したものであります。

次に、東公民館関係でございますが、中期の講座といたしまして春に引き続きソーパークーピング講座を9月に3日間開催し、延べ22名が受講いたしました。9月18日には、60歳以上の方を対象にころばぬ先の健康体操を実施し、12名が参加したところです。また、機会事業といたしまして500キロカロリーのまんぷく定食づくりを9月25日に行い、12名が参加しました。評判のタニタの社員食堂のレシピをもとに4種類のメニューをつくりました。また、10月17日に漬物講座を実施し、北海道と全国の漬物グランプリに輝いたサラダ風ニシン漬けなどをつくり、14名が参加しました。10月29日には、60歳以上の方を対象に余興を楽しみ、市立病院のぼらん亭のお弁当を食べるとい健康事業を実施し、29名の方が参加しました。さらに、11月22日にはいい夫婦の日にちなみ、妻へ感謝する料理教室を開催し、6組のご夫婦が参加し、ご主人の料理をいただいたところであります。

次に、社会体育関係について申し上げます。まず、市民プールについてでございますが、9月30日までに122日間開設いたしました。利用者は、昨年より766名少ない延べ9,714人の利用者数となりました。10月6日には、第15回市長杯争奪ミニバレーボール大会を開催し、11チーム56名の参加がありました。また、11月10日にふれあいホールで第14回赤平軽スポーツ大会が行われ、22名の参加をいただきました。

次に、図書館について申し上げます。ことしで33

回目となります読書感想文コンクールを行いました。小学生から高校生まで43点の応募があり、26点の優秀作品が選ばれました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第229号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第229号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に、また地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴いまして条例の一部改正を行うもので、主な改正内容といたしましては、平成25年から復興特別所得税が創設されたことに伴う寄附金税額控除の算定方法の変更や延滞金の利率の引き下げ、金融所得課税の一体化に伴う改正等がございますが、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第34条の7につきましては、寄附金税額控除について規定してございますが、平成25年から復興特別所得税が創設されましたことから、寄附金税額控除に関する条文整理を行うものでございます。

第47条の2につきましては、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について規定してございますが、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても特別徴収を継続するため、字句の追加、号の削除等を行うものでございます。

第47条の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額等について規定してございますが、年金支給の際に徴収される個人市民税額を平準化させる

ため、公的年金からの特別徴収における仮徴収税額の算定方法の見直しを行うため、字句の改正を行うものでございます。

2ページから4ページをご参照願います。附則第3条の2につきましては、延滞金の割合などの特例を規定してございますが、14.6%の割合については特例基準割合に7.3%を加算した割合と、7.3%の割合については特例基準割合に1%を加算した割合とするもので、同条第2項は法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に関する規定で、7.3%の割合を特例基準割合とするものでございます。

なお、特例基準割合とは国内銀行の貸し出し約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均金利に1%を加算した率をいうものとされてございません。

附則第4条につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例を規定してございますが、附則第3条の2第2項の改正による字句の改正など条文を整理するものでございます。

4ページから6ページをご参照願います。附則第4条の2につきましては、公益法人等に係る市民税の課税の特例を規定してございますが、租税特別措置法の一部改正に伴い、引用してございます項を改めたものでございます。

附則第7条の3の2につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除を規定してございますが、居住年に係る適用期限を4年延長するなど住宅借入金等特別税額控除の見直しから、字句の改正を行うものでございます。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特別控除額の特例を規定してございますが、第34条の7の改正と同様、平成25年から復興特別所得税が創設されたことに伴いまして字句の追加を行うものでございます。

6ページから8ページをご参照願います。附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例を規定してございますが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につい

て特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴いまして字句の削除、字句の改正等を行うものでございます。

8ページから11ページをご参照願います。附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定めてございますが、租税特別措置法の一部改正に伴い、引用してございます条を改めたものでございます。

附則第19条及び第19条の2につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例や特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を規定してございましたが、課税等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区分されたことに伴いまして、それぞれ一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例や上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定といたしまして整備するものでございます。

11ページから18ページをご参照願います。附則第19条の3、第19条の4、第19条の5、第19条の6、第20条につきましては、総務省自治税務局長からの通知において単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから削除するとされましたことから、今般削除するものでございます。

18ページから20ページをご参照願います。附則第20条の2につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例を定めてございますが、附則第19条の3から第20条の削除に伴い条を繰り上げ、引用してございます条項を改めるものでございます。

附則第20条の3につきましては、附則第19条の3から第20条の改正と同様、総務省自治税務局長からの通知において単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから削除するとされましたことから、今般削除するものでございます。

21ページから24ページをご参照願います。附則第

20条の4につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定めてございますが、附則第19条の3から第20条の削除等に伴いまして条を繰り上げ、引用してございます条項を改めるものでございます。

附則第20条の5につきましては、附則第19条の3から第20条の改正と同様、総務省自治税務局長からの通知において単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから削除するとされましたことから、削除するものでございます。

25ページから27ページをご参照願います。附則第22条の2につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の規定でございますが、所得税法等の一部改正により条文を整理するもので、第2項は相続人に対しても同様の特例措置を適用するため新たに規定を設けるもので、第3項は第2項を新たに設けたことによる項の繰り下げと字句の改正を行うものでございます。

27ページから28ページをご参照願います。附則第23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の規定でございますが、引用している条項に移動がございましたことから、字句を改めるものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成26年1月1日から施行し、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとしてございます。

附則第2条につきましては、延滞金に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第229号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第230号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第230号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化等に関する規定の整理が行われましたこと等から、条文中の規定を整備するとともに、引用している法律の条項のずれを改めるため、国民健康保険税の課税の特例を定める規定につきまして所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第5項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例につきまして規定してございますが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴いまして字句を改正するものでございます。

附則第8項につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定してございますが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴いまして字句を改めるものでございます。

附則第9項につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を規定してございますが、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴いまして項を改めるものでございます。

附則第10項及び第11項につきましては、法令では

国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除するをいたしまして総務省自治税務局長通知があり、今般削除するものでございます。

附則第12項につきましては、附則第10項及び第11項の削除に伴い項を繰り上げるものでございます。

附則第13項につきましても附則第10項及び第11項と同様、法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと等として削除するとして総務省自治税務局長通知があり、削除するものでございます。

附則第14項及び第15項につきましては、附則第10項、第11項及び第13項の削除に伴い項を繰り上げるものでございます。

附則第16項につきましては、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定してございますが、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い字句を改め、附則第10項、第11項及び第13項の削除に伴いまして項の繰り上げを行うものでございます。

附則第17項につきましても附則第10項、第11項及び第13項の削除に伴い項の繰り上げを行うものでございます。

附則第18項につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について規定してございますが、法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと等として削除するをいたしまして総務省自治税務局長通知があり、削除するものでございます。

改正附則でございますが、附則第1項をいたしまして、この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、改正後の赤平市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとして適用区分を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第230号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第7 議案第231号赤平市債権管理条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第231号赤平市債権管理条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴う赤平市税条例の改正を踏まえまして、延滞金の割合等の特例の変更等をするため、赤平市債権管理条例、赤平市後期高齢者医療に関する条例、赤平市介護保険条例及び赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市債権管理条例の一部改正でございますが、赤平市債権管理条例第9条第1項において延滞金について規定してございますが、道路占用料と同様、都市計画下水道事業受益者負担金につきましても都市計画法により年14.5%の割合を乗じて計算した額を超えない範囲とされておりますことから字句を追加し、また延滞金の割合の特例の規定として附則第3項を、道路占用料及び都市計画下水道事業受益者負担金に係る読みかえを規定するため第4項をそれぞれ追加し、既存の附則第3項を第5項に繰り下げるものでございます。

第2条関係は、赤平市後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございますが、赤平市後期高齢者医

療に関する条例附則第3条におきまして延滞金の割合の特例について規定してございますが、地方税法の一部改正に伴う赤平市税条例の改正を踏まえ、字句の追加や字句の改正を行うものでございます。

第3条関係につきましては、赤平市介護保険条例の一部改正でございますが、赤平市介護保険条例附則第11項におきまして延滞金の割合の特例について規定してございますが、赤平市後期高齢者医療に関する条例の改正同様、地方税法の一部改正に伴う赤平市税条例の改正を踏まえ、字句の追加や字句の改正を行うものでございます。

第4条関係につきましては、赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正でございますが、赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例第10条につきましては延滞金徴収、滞納処分等について規定してございますが、督促、延滞金の徴収、滞納処分等につきましては赤平市債権管理条例の例によるとして条を改正するものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年1月1日から施行するとしたものでございまして、附則第2項につきましては経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第231号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第232号赤平市水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第232

号赤平市水道条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

消費税及び地方消費税につきましては、平成9年度より5%のご負担をいただいているところでございますが、平成26年4月より消費税及び地方消費税の税率が8%へ引き上がることに伴いまして料金等を見直しましたこと、さらに受水槽の有効容量が10立方メートルを超える貯水槽水道の検査につきましては水道法及び水道法施行規則により、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けるよう求められておりますことから、設置者は保健所等を活用し、受検しているところでございますが、今般権限移譲に伴い、保健所より専用水道及び簡易専用水道の事務の引き継ぎを受けたところ、この中には本市が設置する施設以外も含まれておりますことから、保健所と同様に当該水道の検査に対し手数料を徴収し、実施できますよう条例の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第16条は、工事費の算出方法について規定したものでございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い字句を改めるものでございます。

第34条は、料金を規定したものでございますが、これまで水道料金につきましては別表第1に規定しておりましたが、消費税及び地方消費税の税率を8%として算出した水道料金表に改正し、同条に表を追加するものでございます。

第41条は、手数料を規定したものでございますが、これまで給水工事手数料につきまして規定しておりましたが、新たに貯水槽水道検査手数料の規定を追加し、さらにそれぞれ区分ごとに手数料の額を定めました表を追加するものでございます。

別表第1及び別表第2につきましては、第34条及び第41条の条中にそれぞれ額を定めた表を規定いたしますことから、削除するものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するとしたものでございます。

附則第2項及び第3項につきましては、料金に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第232号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第9 議案第233号赤平市下水道条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第233号赤平市下水道条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの議案におきましても申し上げさせていただきましたが、平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率につきましては8%へ引き上げられるところでございますが、このことに伴いまして赤平市下水道条例、赤平市市営住宅条例、赤平市特定公共賃貸住宅管理条例及び市立赤平総合病院使用料及び手数料条例の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市下水道条例の一部改正でございますが、赤平市下水道条例の別表において下水道使用料を定めてございますが、消費税及び地方消費税の税率に引き上げに伴い、基本料金及び超過料金の改定をいたしますことから、別表を改めるものでございます。

第2条関係は、赤平市市営住宅条例の一部改正でございますが、赤平市市営住宅条例第61条におきまして駐車場の使用料について規定してござい

ます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、第2項中の字句を改めるものでございます。

第3条関係につきましては、赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正でございますが、赤平市特定公共賃貸住宅管理条例第17条の5につきましては駐車場の使用料について規定してございますが、赤平市市営住宅条例の改正同様、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、第2項中の字句を改めるものでございます。

第4条関係につきましては、市立赤平総合病院使用料及び手数料条例の一部改正でございますが、市立赤平総合病院使用料及び手数料条例第2条におきまして使用料及び手数料の額について規定してございますが、同様に消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、第2項中の字句を改めるものでございます。

附則第1項といたしましては、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項及び第3項につきましては、下水道使用料に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第233号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第10 議案第234号赤平市行政財産使用料条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第234号赤平市行政財産使用料条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率が8%へ引き上げられますこと、さらには地方税法の一部改正に伴う赤平市税条例の改正を踏まえ、延滞金の割合等の特例の変更等をするため、赤平市行政財産使用料条例、赤平市コミュニティ広場設置条例、赤平市道路占用料徴収条例、赤平市普通河川管理条例及び赤平市都市公園条例の5条例の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市行政財産使用料条例の一部改正でございますが、赤平市行政財産使用料条例第2条につきましては使用料の額を定めてございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等に伴いまして見直したものでございます。

第8条につきましては、督促及び延滞金につきまして規定してございますが、延滞金の徴収、滞納処分等の規定とし、督促、延滞金の徴収、滞納処分等につきましては赤平市債権管理条例の例によることといたしまして条を改正するものでございます。

第2条関係は、赤平市コミュニティ広場設置条例の一部改正でございますが、赤平市コミュニティ広場設置条例第7条におきまして使用料について規定してございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等に伴いまして見直したものでございます。

第7条の2につきましては、延滞金の徴収、滞納処分等の規定といたしまして、督促、延滞金の徴収、滞納処分等につきましては赤平市債権管理条例の例によることといたしまして条を追加するものでございます。

第3条関係につきましては、赤平市道路占用料徴収条例の一部改正でございますが、赤平市道路占用料徴収条例第2条につきましては占用料の額について規定してございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等に伴いまして見直したものでございます。

第5条の2につきましては、延滞金の徴収、滞納処分等の規定といたしまして、督促、延滞金の徴収、

滞納処分等につきましては赤平市債権管理条例の例によることといたしまして条を追加するものでございます。

第4条関係につきましては、赤平市普通河川管理条例の一部改正でございますが、赤平市普通河川管理条例第21条におきましては占用料等について規定してございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等に伴いまして見直したものでございます。

第22条の2につきましては、延滞金の徴収、滞納処分等の規定といたしまして、督促、延滞金の徴収、滞納処分等につきましては赤平市債権管理条例の例によることといたしまして条を追加するものでございます。

第23条につきましては、占用料等の返還について規定してございますが、第22条の2の追加に伴い字句を改めるものでございます。

第5条関係につきましては、赤平市都市公園条例の一部改正でございますが、赤平市都市公園条例第10条につきましては使用料及び占用料の納付について規定してございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等に伴いまして見直したものでございます。

第10条の2につきましては、延滞金の徴収、滞納処分等の規定といたしまして、督促、延滞金の徴収、滞納処分等につきましては赤平市債権管理条例の例によることといたしまして条を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしていたしますが、赤平市行政財産使用料条例第8条の改正規定など、ただし書きに記載してございます改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものとしていたします。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第234号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第11 議案第235号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第235号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）につきまして、提案の趣旨をご説明を申し上げます。

先般別紙参考資料のとおり選定委員会において選定が行われ、現在当該施設の指定を受けている株式会社赤平振興公社を選定することとして報告がございましたが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者の指定を行うため提案するものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は赤平市保養センター、赤平市ケビン村、赤平市エルム高原家族旅行村及び赤平市エルム高原オートキャンプ場の4施設で、指定管理者となるべき団体の名称は株式会社赤平振興公社、事務所所在地は赤平市泉町4丁目1番地、代表者の氏名は代表取締役、大坂晃であります。指定期間につきましては平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第235号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす11日、1日休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、あす11日、1日休会することに決しました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時13分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)